

ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業及此等ノ學校ニ於ケル修業年限二年以上ノ選科、別科、特科等ノ修了又ハ二年以上ノ修業並ニ此等ノ學校ニ準ズル各種學校又ハ講習所、養成所、練習所等ノ卒業又ハ二年以上ノ修業

第三種

農學、工學及理學ニ關スル大學ノ卒業又ハ一年以上ノ修業

朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州及外國ノ學校ノ卒業又ハ修業ニシテ前各號ノ一ニ準ズルモノ

所得税法改正法律並相續税法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の新設

第七十五回帝國議會の協賛を經た所得税法改正法律並相續税法中改正法律はそれ〴〵昭和十五年三月二十九日及三月三十一日の官報號外を以て公布された。

今回の税制改革は中央地方を通ずる本邦税制度の根本的な改革として注目されるものであるが、其の中特に改正所得税法及相續税法中に採用された扶養家族による税額控除制度は人口政策的観点からも注目に値するものである。其の概要を説明すれば次の如くである。

改正所得税法の扶養家族控除

税制改正の中心をなす改正所得税法は所得をその性質に應じて不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林所得、退職所得の六に分類し、各、その負

擔力に應じてそれ〴〵異なる比例税率を適用するもので、以上を分類所得税といひ、此の外に個人の總所得を綜合した額が一定額を超過する場合に其の超過部分に對し超過累進税率を以て併課する場合を綜合所得税といふ。扶養家族の控除は右の分類所得税中に勤勞所得(甲種及び乙種)、不動産所得、事業所得及び山林の所得について行はれるものである。

即ち扶養家族のある場合には右の税額から扶養家族一人につき年十二圓の割で控除されるわけで、甲種勤勞所得税の如くその年の俸給、給料等について源泉課税される場合には月給なら一圓、半月給なら五十錢、旬給なら三十四錢、週給なら二十四錢の控除となる。

右の扶養家族とは同居してゐる妻、同居の戸主、又は家族中の年齢十八歳未満又は六十歳以上の者、或は不具廢疾者をいふ。扶養家族の有無とその數はその年の一月一日現在(今年は三月一日現在)で定め、其後の出生死亡による變動によつては其の年中は變更されない。

併し扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、又は其の年分の事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得を有つてをり、百五十圓を超える金額の基礎控除を受けてゐる場合には、此の家族については扶養家族の控除は認められない。

また、ある扶養家族について既に他の分類所得税に於て扶養家族の控除を受けてゐる場合には、その者についての扶養家族の控除はされないし、又、同居の戸主家族中の二人以上が甲種勤勞所得を受けてゐる場合、その中の一人の税金中から扶養家族の控除をすれば他の者の税金からはその扶養家族の控除は認められ

ない。これは他の分類所得税の場合でも同様である。この場合は同居の戸主家族の分類所得税(乙種勤勞所得税、事業所得税、不動産所得税、山林の所得税)をすべて合算し、其の總額から控除されることになる。

また、納税者が五千圓を超える所得を有してゐる総合所得税の賦課を受ける場合には、扶養家族の控除は認められない。

尚、以上の扶養家族控除の外、生命保険料の控除制度も採用された。自己または家族、或はその相續人を保険金受取人とする生命保険契約がある場合には、契約者本人から申請があれば、前年中に拂込まれた保険料の總額に應じて一定の金額を控除される。

この生命保険料の控除も諸種の分類所得税に於て重複するを許されないのは扶養家族控除の場合と同様である。

尙參考の爲、今回の改正所得税法中、特に扶養家族控除に關係ある條文を掲ぐれば次の如くである。

所得税法(昭和十五年三月二十九日)抜萃

第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ト其ノ他ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先ヅ賞與及賞與ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給與ニ對スル分類所得税ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル

給與ニ對スル分類所得税ニ及ブ

二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ付テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第一項ノ扶養家族ガ前年中ニ甲種ノ勤勞所得ヲ有シ又ハ其ノ年分ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得若ハ山林ノ所得ヲ有スル場合ニ於テ第十六條第一項、第十七條、第十八條又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ此等ノ所得ヨリ控除スル金額ガ總額ニ於テ百五十圓ヲ超ユルトキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

第一項ノ扶養家族ニ付第二十五條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

甲種ノ勤勞所得ヲ有スル者綜合所得税ノ賦課ヲ受クル者ナルトキハ賦課ヲ受クル年ノ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄ニ受クル給與ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 不動産所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付百五十圓ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第一項ノ扶養家族ニ付前條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

戸主及其ノ同居家族ノ分類所得税ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付第一項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人

以上ノ同居家族ノ分類所得税ニ付亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納稅義務者ノ一人又ハ數人ノ分類所得税額ヨリ之ヲ控除ス

第一項ノ所得ヲ有スル者綜合所得税ノ賦課ヲ受クル者ナルトキハ同項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

第二十六條 本法ニ於テ扶養家族トハ當該所得ヲ有スル者ノ同居ノ妻並ニ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上又ハ不具發疾ノ者ヲ謂フ

前項ノ規定スル不具發疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料中年額二百圓以内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル金額ノ百分ノ六ニ相當スル金額ヲ不動産所得、事業所得、勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得税額ヨリ控除ス

附則

第九十七條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正相續税法の扶養家族控除

相續財産が少額の場合、扶養家族があれば税負担を軽減しようといふのが其の趣旨である。

家督相續の場合——税法施行地(内地)に住所を有する者の死亡による家督相續であつて、課税價格が五萬圓以下のものについては、相續開始當時の被相續人の同居家族中、年齢十八歳未滿若くは六十歳以上、または不具發疾の者一人について千圓を課税價格から控除される。

遺産相續の場合——税法施行地(内地)に住所を有する者の死亡による遺産相續であつて、課税價格三萬圓以下のものについては、相續開始當時被相續人の親權に服し且つ被相續人と同居する子のうち、年齢十八歳未滿の者または不具發疾の者一人について千圓を課税價格から控除される。

併し相續は死亡により開始したものであることを要する。隱居、入夫婚姻等により開始した家督相續の場合、親族等になした贈與により遺産相續の開始と看做される場合は何れも控除されぬ。

また扶養家族の控除額は、遺贈と相續財産の價格に加算した贈與の價格には及ばない。例へば相續財産の價格が一萬圓、遺贈の價格が一萬圓、被相續人の遺した債務が五千圓の場合、課税價格は一萬五千圓であるが、扶養家族が七人あつたとしても五千圓の控除しがなく、遺贈の一萬圓には丸々課税される。

家族控除の結果、課税價格が家督相續にあつては五千圓、遺産相續にあつては千圓に達しないやうになつた場合には相續税は課されないことになる。

尙參考の爲に今回の相續税法中改正法律の一部を掲ぐれば次の如くである。

相續税法中改正法律 (昭和十五年三月三十一日) 抜萃

第五條ノ二 本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因

ル家督相續ニシテ其ノ課税價格五萬圓以下ノモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課税價格ヨリ相續開始當時ノ被相續人ノ同居家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上又ハ不具發疾ノ者一人ニ付千圓ヲ控除ス

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル遺産相續

ニシテ其ノ課税價格三萬圓以下ノモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課税價格ヨリ相續開始當時被相續人ノ親權ニ服シ且被相續人ト同居スル子ノ中年齡十八歳未滿又ハ不具癡疾ノ者一人ニ付千圓ヲ控除ス

前二項ノ規定ニ依リ控除スヘキ金額ハ課税價格ヨリ遺贈ノ價額及第三條ノ規定ニ依リ相續財産ノ價額ニ加ヘタル贈與ノ價額ヲ控除シタル殘額ニ相當スル金額ヲ超ユルコトナシ

第一項及第二項ニ規定スル不具癡疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條中「相續税ヲ課セス」ノ下ニ「前條ノ規定ニ依リ控除ヲ爲シタル爲課税價格カ家督相續ニ在リテハ五千圓、遺産相續ニ在リテハ千圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加フ

〔參照〕

明治三十八年一月一法律第十號相續税法抄錄

第六條 課税價格カ家督相續ニ在リテハ五千圓、遺産相續ニ在リテハ千圓ニ滿タサルトキハ相續税ヲ課セス

地方長官會議に於ける厚生大臣訓示要旨

昭和十五年五月七日、地方長官會議の席上吉田厚生大臣の行へる訓示要旨を掲ぐれば次の如くである。

吉田厚生大臣訓示要旨

地方長官會議の開催に方り茲に各位の御會同を煩はし所見の一端を述べざるの機會を得ましたことは深く欣幸とする所であります。

本年は紀元二千六百年に相當致し我等日本國民は遐に神武天皇の御創業を仰ぎ奉り又想を現下興亞建設の大使命に致しまして洵に聖徳の深遠にして皇圖の雄大なるのに感激を新にするのであります。偶去る三月三十日には支那新中央政府が成立致しまして日支相携へ東亞興隆の途上に第一歩を踏み出すに至りましたことは誠に慶賀の至に堪へませぬ。然し乍ら世局の前途には尙幾多難關の豫測せらるるものがあり國を擧げて愈々結束を鞏うし堅忍持久以て事變處理の目的完遂に全力を傾注せねばならぬと存じます。

以下當省主管の重要事項に就きまして所見を開陳致し此の重大時局に當て各位と共に相携へ奉公の誠を效すの資材に供したいと存じます。

軍人援護に關しましては各位の努力と銃後國民の熱誠なる協力とに依て概ね順調に所期の成果を擧げつつありますことは洵に感謝に堪へない所であります。事變の長期に互るに伴ひまして幾に賜はりました軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體し益々銃後奉公の精神を昂揚して軍人援護の強化擴充を圖るの要感緊切なるを思ふのであります。殊に私は最近中支那方面に於ける前線將兵を現地に見舞ひ且具に實狀を視察するの機會を得たのであります。我が出征將兵が凡ゆる困苦缺乏に堪へ興亞建設の爲に死生を超越して一意専念奉公の誠を捧げつつあるの實狀を視まして衷心感謝感激の念を禁ずる能はざると共に軍人援護の事に就きましては益々其の完きを期せねば相濟まぬといふことを痛感した次第であります。各位は時勢の推移と民意の動向と並に地方の實情等を深く省察せられ時宜に即應して籌畫運営の宜しきを制せられ以て傷痍軍人軍人遺

族家族及歸還軍人等に對する援護の完壁を圖り第一線將兵をして寸毫も後顧の憂なく安んじて事變處理の目的達成に邁進せしむるやう格段の配意あらんことを切望致します。

事變は我邦の人口に關しましても重大なる影響を及ぼし最近の實情が一方に於て出生率減退の兆を示すと共に他方時として死亡率増加の事實をさへ示して居りますことは洵に憂慮に堪へない所であります。現下の重大時局に對處し國家總力の擴充を期するが爲には先づ雄健なる國民の増加を圖り以て國力の根柢を培養致しますることが極めて緊切の要務であります。仍て政府は今回國民體力法を制定して國民の體力を檢査し其の向上に就き指導其の他必要なる措置を取ると共に一面國民優生法の制定に依て遺傳性惡質の防遏と國民素質の向上とを期する次第であります。殊に現下乳幼児死亡率が依然として高率の状態に在り又都市農村を通じ勞力の不足に伴ふ勤勞の倍加に依て家庭に在る子女の保護に萬全を期し難い傾向のありますことは捨て置き難き事實であります。畏くも皇后陛下に於てせられましては幾に季節保育所御獎勵の思召を以て御内帑金を御下賜あらせられました。御仁慈の宏大無邊なる誠に恐懼感激の至に堪へない次第であります。政府に於きましても此の有難き思召を體し更に一層是等乳幼児、兒童及母性の保護に就て最善の方法を講じたいと存じます。

又紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會の開催其の他國民體育の振興に關する各般の施設を實施して積極的に國民體力の向上に資すると共に他方疾病の豫防並に治療に關しましては刻下我邦最大の病